

# 会 議 録

## 1 会議名

平成26年度第12回板倉区地域協議会

## 2 議題(公開・非公開の別)

### ○協議

(1)第5次上越市行政改革推進計画等、各種計画の策定について (公開)

- ・ 第5次行政改革大綱について
- ・ 第5次行政改革推進計画について
- ・ 公の施設の再配置計画について
- ・ 事務事業の総点検の結果公表について
- ・ 第2次財政計画について

(2)施設使用料の減免基準の見直しについて (公開)

(3)板倉区に関連する「事務事業の総点検」の結果と「公の施設再配置」の取組内容について (公開)

(4)諮問事項について (公開)

- ・ 諮問第110号 地域事業の一部廃止について

(5)次期上越市道路整備計画等について (公開)

(6)その他 (公開)

## 3 開催日時

平成27年3月18日(水) 午後7時25分～午後9時20分

## 4 開催場所

板倉コミュニティプラザ 201・202会議室

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者の氏名

- ・ 委員：平井達夫、大口ハル子、新井清三、小林良一、徳永妙子、小川政彦、

西田節夫、中嶋隆一、古海誠一、上原明紀、古川政繁、小林澄子、丸山公星、上野きみえ、（14人中14人出席）

- ・行政改革推進課：山田敏寛副課長、笛田真裕主任
- ・財政課：高橋一之課長
- ・事務局：岩野俊彦板倉区総合事務所長、久保田光一板倉区総合事務所次長、山本有恒総務・地域振興グループ長、風間寿昭市民生活・福祉グループ兼教育・文化グループ長、平田正明産業グループ長、高嶋満建設グループ長、伊藤伸産業観光班長、嘉鳥典彦地域振興班長、田中いづみ主事

## 8 発言の内容

### 【久保田次長】

ただ今から、平成26年度第12回板倉区地域協議会を開会いたします。お手元の次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、平井会長からご挨拶をお願いします。

### 【平井達夫会長】

本日は、ご多忙の中、又お疲れのところご苦勞様でございます。ただ今は平成26年度地域活動支援事業の取組成果についての報告の勉強会を開催しました。大変お疲れ様でございました。これより、平成26年度、本年度最後の第12回板倉区地域協議会を開催いたします。委員の皆さんにおかれましては、この1年間、大変にご苦勞様でございました。又、ご協力ありがとうございました。本日の協議事項につきましては、既にご案内のように1つ、第5次上越市行政改革計画と、2つ、施設使用料の減免見直し、3つ、板倉区に関する「事務事業の総点検」の結果と「公の施設再配置」の取組内容、4つ、諮問事項、5つ、次期上越市道路整備計画等、6つ、その他の事項と以上となっております。以上、内容が非常に盛りだくさんとなっております。皆さんにおかれましては、勉強会から通しますと、かなりの長時間となりますが、本年度最後の協議委員会です。その辺を十分にご理解いただき、また、ご協力をいただくようお願い申し上げます。て挨拶いたします。

### 【久保田次長】

ありがとうございました。続きまして、岩野総合事務所長がご挨拶を申し上げます。

### 【岩野所長】

勉強会に引き続きまして、よろしくお願ひいたします。

今程、平井会長からお話がありましたとおり、これまで、市で長い期間を費やす中で積み上げ、そして精査してまいりました各種計画につきまして、本日は木田の本庁舎から財政課・行政改革推進課の課長等が来ておりますので、これらの計画等の制定に至るまでの背景、趣旨、概要等につきまして、限られた時間ではございますが、丁寧に説明させていただき、委員の皆様からご理解をいただければと思っています。

併せまして、板倉区に関連します公の施設・事務事業の内容につきましても、ご説明申し上げたいと思っています。

本日の終了時刻は、おそらく9時を過ぎてしまうかと思われませんが、是非とも慎重審議をお願いいたします。

#### 【久保田次長】

それでは次に、次第4の協議に入らせていただきます。上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項におきまして、会長が議長となると規定されておりますので、これ以降の進行は平井会長からお願いします。

#### 【平井達夫会長】

それでは、これ以降の議事進行を務めてまいります。しばらくの間、ご協力をお願いします。なお、本日は委員全員からご出席をいただいておりますので、出席者が条例第8条第2項に定める半数以上に達していますので、ただ今から会議を開きます。それでは次第に従いまして、最初に「(1)第5次上越市行政改革推進計画等各種計画の策定について」を議題といたします。第5次行政改革大綱について、第5次行政改革推進計画について、公の施設の再配置計画について、事務事業の総点検の結果公表についてまでを一括、行政改革推進課より説明をお願いします、第2次財政計画については財政課から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

#### 【行政改革推進課 山田副課長】

お疲れのところ大変恐縮です。私は行政改革推進課の山田と申します。本日はよろしく申し上げます。本日は、今程ご紹介いただきました平成27年度を計画の初年度とする各種主要計画のご説明に伺ったところですが、第5次上越市行政改革大綱と推進計画につきましては、これまでに何度かお伺いさせていただいて、ご説明いたしましたことから、本日は「事務事業の総点検」、「公の施設の再配置計画」、それから「第2次財政計画」、こちらを中心に概要について説明をさせていただきたいと思っております。それでは

「地域協議会説明資料」の1ページをご覧ください。最初に、個別の計画の説明に入る前に「各種主要計画の関係について」ご説明いたします。【図表】各種主要計画の関係をご覧ください。市では昨年12月、平成27年度から平成34年度までを計画期間とする「第6次総合計画」を策定いたしました。この総合計画は今後の当市のまちづくりの指針となる計画であり、市の最上位計画に位置付けられるもので、この図表にも一番上に掲載されています。この総合計画に掲げました将来都市像の実現に向け計画に定めた様々な取組や事業を確実に実施していくためには、持続可能な行財政基盤というものが必要になってまいります。そこで行財政運営の改革方針となる「第5次行政改革大綱」と、この図でいきますと右側に総合計画の財政上の裏付けとなる「財政計画」、これを合わせて策定したところでもあります。この内、「行政改革大綱」は今後の改革の方向性を示したものでありますので、具体的な内容は実行計画となるその下の「第5次行政改革推進計画」に取りまとめるとともに、さらにその詳細な内容として、公の施設の適正配置については、「公の施設の再配置計画」、それから道路整備等については「各種整備計画」というものがあるのですが、そういった個別計画を同時に策定いたしました。これらの計画の検討に当たりましては、限られた金と人をどのように配分していくかということが重要でありますので、この図の一番右側にあります「事務事業の総点検」ということで、一つ一つの事業をゼロベースで検証し、その在り方の検討等を行ったところです。総点検の評価結果については、その左側の「財政計画」、それから市の正規職員数を定める「定員適正化計画」というものがあるのですが、その他に「公の施設の再配置計画」、或いは「各種整備計画」を策定する上での基礎となる、そういったものを検討したものであるということになっています。資料の2ページをご覧ください。続きまして「事務事業の総点検の結果公表」について、ご説明いたします。まず、「1事務事業の総点検の実施の趣旨・目的」についてであります。この「事務事業の総点検」では、行政サービスの質・量・提供主体・手法の在り方とともに、そこに投入する財源や人材といった経営資源の最適な配分を図るため、すべての事務事業をゼロベースで検証したものであります。実施に当たりましては、平成30年度以降の収支均衡に向け、歳入の確保に資する取組はもとより、歳入に見合った規模に歳出を見直していくため、「事業の選択と集中」を図ることを念頭に実施いたしました。資料の5ページをご覧ください。評価結果についてご説明いたします。「②区分別事業数」につきましては、表に記載の

とおりでございます。合計で1,640の事業を評価した結果、その右側に網掛けになっていますが、「ア廃止」としたものは、「①直ちに廃止」が47、「②30年度末までに廃止」が24、合計で71事業となりました。また、その隣の「イ継続」としたものは、「③一部廃止」が49、「④見直し」が441、「⑤拡充」が10、「⑥現状維持」が939の、計1,439事業となりました。また「ウ完了」につきましては130事業となりました。次に「4評価結果の反映」につきましては、平成27年度予算はもとより、毎年度の予算編成に生かすとともに、この度策定しました「財政計画」や「定員適正化計画」に連動させたというところです。次に「5今後の進捗管理」につきましては、評価結果に基づく取組を確実に実施するため、目標年度に向けた改善廃止の手順等を定める「改善・廃止計画」というものを策定しまして、取組の進捗を確認してまいります。当該区に関係する事業につきましては後程、再配置計画対象施設一覧と併せてご説明をいたします。「事務事業の総点検の結果公表」についての説明は以上であります。続きまして、「公の施設の再配置計画」について、ご説明いたします。皆様からお持ちいただいた冊子資料の一部を抜粋したものを、本日の資料の6ページから9ページに整理をさせていただいてあります。本日は今ご覧になっていただいている薄い資料、こちらのほうを基に概要を説明いたします。それでは資料の6ページをご覧ください。6ページから7ページの上段のほうに記載いたしましたのが、「1施設の現状」ということではありますが、こちらにつきましては以前、お伺いした際にご説明をしてありますので、本日はご説明を省略させていただきます。資料7ページの中ほどの「2公の施設の再配置に当たっての基本方針」についてであります。まず、「(1)公共施設に対する課題認識」では資料に記載したとおり、4つの課題に整理いたしました。すなわち①人口減少と年齢構成の変化への対応、②として施設の過剰感、重複や不均衡な配置への対応、③として施設更新等に係る財政負担の抑制への対応、④施設機能の維持向上への対応の4つでございます。次に「(2)基本的視点」につきましては、今程の課題認識を踏まえまして、この計画の計画期間を平成27年度から平成30年度までの4年間としまして、資料に記載いたしました、4つの「基本方針」に基づいて公の施設の再配置を進めることといたしました。「(3)目標設定」につきましては、平成27年4月1日現在で約820ある公の施設について、概ね1割の施設が再配置されているという状態を目指すことといたしました。資料の8ページをご覧ください。「(4)の具体的な検討手順」です。手順①で

は「用途や施設カテゴリーに応じて3つの検討区分を設定」いたしました。手順①のすぐ下に書いてあるのですが、1つ目が類似の機能を有する複数の施設カテゴリーにより、適正な配置のあり方を検討するもの。2つ目として、単一の施設のカテゴリーより、検討するもの。3つ目が個々の施設毎に代替機能ですとか、或いは実態等によって検討するもの。この3通りに分類いたしました。手順②では、この再配置計画で「具体的な検討を行う施設カテゴリーを設定」いたしました。例えば小中学校や公営住宅等は、この再配置計画とは別に個別の計画を定めまして、統廃合等の取組を進めていくことといたします。手順③では「公共関与の必要性を検証」いたしました。手順④として「配置バランスを検討」しております。ここでは施設の用途や機能・利用圏域等を踏まえ各施設を5つの区分に分けました。すなわち、「広域的拠点施設」、「地域拠点施設」、「ブロック圏域拠点施設」、「生活圏域拠点施設」、「コミュニティ圏域拠点施設」、だんだん範囲は狭くなるのですが、こういった5つの区分を行いました。手順⑤としまして、「施設の評価を実施」いたしました。最後に手順⑥として、施設毎の取組内容を今後どうしていくかといったところの取りまとめを行ったところです。資料の9ページをご覧ください。「3公の施設の再配置の具体的取組内容」であります。「(1)の用途別カテゴリー毎の対応方針」につきましては、今程の手順に従ってやってまいりまして、用途別カテゴリーごとに現状と課題を整理し、今後の対応方針を定めたところでございます。次に「(2)のカテゴリー毎・施設毎の取組内容」です。ここでは、施設別の基礎データを整理しまして、評価を行った上で、施設ごとの対応方向の整理を行いました。具体的な整理方法は下の表にお示ししたとおりであります。個々の施設ごとに所在区、評価の順位、今後の取組方向、さらに計画期間中のスケジュール等について掲載してございます。本日お持ちいただいた「公の施設の再配置計画」、少し厚い冊子ですが、こちらの55ページ以降にそれぞれの施設について掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。資料の10ページをご覧ください。「公の施設の再配置計画 対象施設の一覧」についてです。ここではこの度の再配置計画の中で、市全体の施設についてなのですが、「廃止」、「休止」、「一部廃止」とした施設のほか、「継続」、「見直し」としたものにつきまして、表で整理してあるのですが、所管課別・カテゴリー別に整理して掲載してあります。「公の施設の再配置計画」につきましては、説明は以上です。

それでは続きまして、上越市第2次財政計画について説明させていただきます。

【財政課 高橋課長】

引き続きお願いいたします。私、財政課の高橋と申します。よろしく申し上げます。お手元に配布させていただいています、「上越市第2次財政計画の概要」、こちらの方をご覧いただきたいと思います。私どもの方でこちらの「第2次財政計画」というのを作らせていただきまして、本日お配りしました概要というのは3月15日号の広報の配達と一緒に配布させていただいたものでございます。こちらをご覧になりながら説明をお聞きいただければと思います。恐れ入りますが時間も限られていますので、ポイントを絞って手短にお話をさせていただきます。おはぐりいただきまして、2ページと3ページをご覧いただきたいと思います。元々この財政計画というのは過去に作ったことがございます。そもそも上越市の財政状況は厳しいというふうに申し上げてまいりましたが、それを具体的に市民の皆さんから知っていただくために作ったものでございます。左側の2ページのほうにグラフが2つ上と下にございます。下のほうのグラフが第1次財政計画の概要でございます。こちらは平成23年度策定いたしまして、翌年の24年の10月に改定を行ったものですが、こちらの下のグラフがその時の収支の状況を表せています。グラフの見方ですが、このグラフの中に歳入と歳出の差、財源不足額を四角で囲って数字で表示してございます。例えば下のグラフのH28計画の上のほうに四角囲で21.2億円と表示してございますが、こちらが財源不足の額を表してございます。第1次財政計画、かつて作った計画の中では平成28年度には21.2億円の財源が不足し、そして右の方へ見ていただいて平成32年度、こちらでは70億円の財源不足が生じますということを表しているグラフです。そして今回策定をさせていただいた第2次財政計画、計画期間は前回に比べて2年程、延長になっていますので、最後は平成34年度ということになってまいりますが、ご覧いただきますと、平成28年度の財源不足額が3.7億円と記載してあります。右の方へいきまして32年度は9.2億円、そして34年度が12.3億円ということで、下の同じ年度と比べても相当財源不足の額が縮まっていることがご覧いただけるかと思います。いずれにいたしましても、この財源不足額というのは市の貯金である財政調整基金というものからお金を補てんしない状態で、これだけの赤字が出ますということを表しております。ですから上のグラフの今回作った財政計画でも28年度以降の全ての年度でこのような赤字が発生いたします。ですが、市の貯金というのが、今、だいたい100億円位あります。ですからこの10

0億円を取り崩す中で何とか賄え、今回の財政計画については、平成34年度までは何とか予算は組めるというような状況になっているということでございます。そこが大きなポイントになるのかなと思っています。そして、前回の計画と今回の計画で共通して言えることが1つございます。それはそれぞれの年度で、赤字が発生しているのはどうしてなのかということ、その原因というのは共通しています。それが3ページの一番上の表、普通交付税交付額について、こちらをご覧くださいと思うのですが、実は、税収が少ない市町村でも標準的な行政サービスを行うために必要な額を国の税金の一部を地方自治体に使ってもらおうという制度があり、こちらは合併した際には特例措置というのがあって、10年間は割増をいたします。そして11年目からだんだん減らしていったら、15年目からその割増制度が無くなりますというのがございます。こちら非常に大きな影響を及ぼすということでございます。現在、平成26年度ではおおよそ割増されるであろう額が94億円ござました。当初は、前回の財政計画の時には、その94億円というのが、まったくなくなってしまうという前提で作られた計画です。ですから非常に大きな財源不足が生じるという結果になってございました。しかしながら今回、国の方が制度の見直しをするということになりました。その内容というのが、例えばこの総合事務所の経費もそうなのですが、合併して20万人の都市になったのですが、庁舎というのは1つでいい、出張所は2つ位でいいというふうに交付税のほうで見るのですが、実際は合併した実態を見ると、それぞれの区に事務所が無いと市民の皆さんにご不便がかかるということで、それを全部無くすというわけにはいかない。だけど今の交付税の制度では、11年目からだんだん経費というのが削られて、15年経つと市には役所が1つでいいですよと算定されてしまう。そういうことは実態には合っていないですよというのが我々の要望だとか、そういったことを通じて国にも訴えてまいりました。それを国の方も認めていただいて、そういった経費の割増というのは、続けましょうということになったわけでございます。従って、そういった経費が今後加算されてきますということになりました。ですので、この3ページの上の普通交付税交付額の推移の一番右を見ていただくと分かりやすいですが、H32計画というグラフ、下のほうに197億円と記載してございます。これが前回の32年度にいただけるとみていた交付税の額でございます。その上に240億円と書いてありますが、先ほど申し上げました総合事務所の経費の見直しだとか、そういった国の制度の見直しの加算分がありまして、そ



れらを全部足しますと、240億円位もらえそうだということで、ここで、既に43億円程、前回の計画よりも国からいただける普通交付税というのが、増える見込みだということで、この部分が大きな後押しになって財源不足の額が縮まってきたということでございます。この普通交付税の割増が得られるということに加えて、先ほど行革から説明がありました事務事業の見直しで、歳出を削減する額だとか、そういったものも加味した上で、更に財源不足額を縮めたという結果でございます。収支は、そのような取組で何とか予算が組めるという状況になったのですが、では市の借金だとか貯金はどうなるのかというのが、(3)の市債残高・財政調整基金残高の計画ということでございます。左側の目盛を見ていただきたいのですが、目盛の0から下のほうが貯金の部分、それから上の方が借金の部分ということで表しております。先ほど申し上げましたとおり市の貯金に当たります財政調整基金の残高というのは、H27計画のところを見ていただきますと、100億円となっております。平成27年度の末現在では、100億円の貯金がありますということを表しております。一方、借金であります、27年度の上を見ていただきますと、1,227億円ということで、圧倒的に借金のほうが多いということが見てとれます。そして、この借金というのは平成29年度の1,363億円がピークとなります。そこから徐々に減っていきまして、最終的な平成34年度には1,196億円ということで、1,200億円を切るというような状況で、徐々に減っていくということになります。一方貯金の方も100億円から、先ほど申し上げた財源不足を補ってんしていきますので、だんだん減っていきまして、34年度には39億円と言う状況になっていくということでございます。ただ、この借金も多いのも事実ですが、この内の60%は先ほど申し上げた国の交付税で手当てされる部分がございますので、正味40%位が市の持ち出し分になるのかなと見ております。いずれにいたしましても、多額の市債という残高が残るということは事実ではございます。最後に4ページをご覧くださいと思います。まとめのところですが、今程申し上げましたとおり、繰り返しになりますが、平成34年度までは相変わらず財源不足が生じるということでございますが、何とか貯金を取り崩して予算が組めるという状況でございます。ただ、貯金については当然限りのあるお話であります。先ほど申し上げましたとおり、34年度には39億円まで貯金が減少してまいりますので、35年度以降の収支の構造というのを何とかしないとイケないというのは、現段階でも言えることでございます。従いまして決めた

行革の取組については確実に実行するということが大切になってまいりますし、35年度以降のことを考えると、この計画期間のどこかで、この計画そのものの見直しにも備えていく必要があるのかなと思っております。特に市税ですとか、国からいただける交付税、こういった収入の状況というのは十分に注視をしていく必要があるのかなと思っております。いずれにいたしましてもこの計画というのも、行政改革の取組が実現して初めてなし得る計画でございます。行革の取組の中には市民の皆さんにとってご不便をおかけする見直しや、家計にご負担をおかけする見直しもたくさんございます。当市の財政状況を是非ご理解をいただきまして、引き続きご協力のほど、よろしくお願いしたいと思います。私の方からは以上です。

**【平井達夫会長】**

ありがとうございました。ただ今、説明いただきましたが質問・意見のある方は挙手をお願いします。私が指名した後、発言をお願いします。上原委員。

**【上原明紀委員】**

歳入計画なのですが、平成28年度に平成27年度より約100億強増えているのですが、この計画はどのような意味ですか。

**【平井達夫会長】**

財政課。

**【財政課 高橋課長】**

4ページの歳入の計画のことでよろしいのでしょうか、それとも。

**【上原明紀委員】**

2ページのほうです。

**【財政課 高橋課長】**

27から28ですか。こちらは内訳が書いてなくて大変申し訳ありませんが、実はこの中でも解説しているのですが、触れなかったので大変申し訳ありませんでした。実は水族博物館ですとか、新クリーンセンターというのがありまして、そこの建設の事業費が28年度にピークを迎えるということで、ここで27年度に比べて28年度が大幅に増えているというような状況でございます。

**【平井達夫会長】**

上原委員。

【上原明紀委員】

その負債が29年度まで続くのですかね。

【財政課 高橋課長】

そうでございます。こちらの水族館ですとか、クリーンセンターを建設する際に合併特例債という有利な起債を発行いたします。これは借金ですので、当然元金とか利子を返済しなければいけませんが、その時に国の交付税の手当てというのがございまして、70%が国のほうから、補てんされるということになっております。ただ、先ほども申し上げたとおり借金には違いございませんので、当然利子、元金というものを返していかなければなりません。この手の起債の借金の場合は、3年間位利子を払うのですね。4年目から元金を払っていくということになりますので、実際に借入をしてから、その借入の影響が大きく出るというのは、大体借入した年度から数えて4年或いは5年目位からその負担というのが生じてくるということでございます。

【上原明紀委員】

それで34年度にもう一度上がるのですか。

【財政課 高橋課長】

それで34年度に増えるのは、実はこの34年度の10年前の平成24年度なのですが、この平成24年度に土地開発公社が持っていた土地を整理しました。土地開発公社が借金をして土地を取得し、その借金を市が肩代わりする、肩代わりする時に市もお金がありませんので、借金をしたわけです。その借金の借り換えというのが、10年後の34年度に出てくるということで、そのお金というのが、73億円位34年度に含まれているのです。実際は借り換えと申しまして、一旦73億円を返すのですが、同じ日に73億円を借りるということになるということで、歳入と歳出の両方に73億円ずつが加算されるということで、両方ともグラフの棒が33年度よりも多くなっているということでございます。

【上原明紀委員】

はい、分かりました。

【平井達夫会長】

その他、ございませんか。西田委員。

【西田節夫委員】

この間3月14日に、これは全戸に配布しているわけです、そのことにつきましては説明会はするのですか。それはどういうふうにやられるつもりですか。

**【行政改革推進課 山田副課長】**

今お尋ねのことは、各種計画の説明会ということですか。

**【西田節夫委員】**

今、全戸配布をしてありますが、その説明会をするのかしないのか。

**【行政改革推進課 山田副課長】**

今のところ、説明会ということでは特に計画はしておりません。

**【西田節夫委員】**

地域協議会に説明してそれで終わりですか。やはり皆さん、配布してあるわけですから、ただ見たって分からないわけです。やはり説明をきちんとしてもらわないと、これだけの財政難でしょ、合併特例債も全額を使うようになっていきますよね、620億円ですか、借金をするわけですから、そこら辺のきちっとした説明が無いと何のために借金しなければならないのか。

**【平井達夫会長】**

財政課。

**【財政課 高橋課長】**

私ども、もともとこの概要版を作って広報に載せるというやり方があったのですが、そうじゃなくて、第6次総合計画とか、或は行政改革の推進計画を同じ日にそれぞれ全戸配布をしたわけですが、その時に併せて内容をよく知っていただきたいということで、広報に載せても、そのまま記載の内容も非常に限られてしまうということもございましたので、それで全戸配布をして、それを見ていただいて理解をしていただきたいという思いで、分かりやすく説明しなくても、見ていただいて理解をいただけるように作ったつもりでございます。その中で分かりづらいというようなことがあれば、お問い合わせに対しては、お答えはしたいなと思いますが、地域ごとに説明会を開かずともご理解をいただくために、そのように作成をさせていただいたということでもあります。それから、合併特例債の関係ではありますが、発行できる年限というのは平成36年度まででございます。上限が決まっております、638億円だったと思いますが、委員さんがおっしゃったように全部使うという予定ではございません。現時点では平成35年度、36年

度の2か年の間で、あと48億円は使えるという状態になっておりますので、全て合併特例債を使うという計画ではないということを示し添えさせていただきたいと思えます。

**【平井達夫会長】**

その他、ございませんか。ございませんか。無いようですので、「(1)第5次上越市行政改革推進計画等各種計画の策定について」の協議は以上といたします。次に「(2)施設使用料の減免基準の見直しについて」を議題といたします。行政改革推進課より説明をお願いいたします。

**【行政改革推進課 山田副課長】**

引き続き、よろしくお願いいたします。地域協議会説明資料13ページをご覧ください。公の施設使用料の減免基準の見直しについて説明をいたします。13ページの「1減免基準の見直しの背景及び検討の進め方」についてです。公の施設使用料につきましては、現在、条例及び減免基準に基づきまして50%又は100%の減免措置を行っております。しかし、この間、施設管理者や市民から、減免対象となる団体が、過大な利用予約をすることによりまして一般利用者の施設の利用が制約されるという事例や、現行の減免基準の解釈に対する戸惑いの声をお聞きしていることから、この度の公の施設の使用料の見直しを行っているところなのですが、それに併せまして減免基準のあり方についても見直しの検討を行うというところなんです。減免基準の見直しに当たりましては、市政モニターや施設窓口によるアンケートを実施してきたほか、施設利用者・指定管理者・公募市民等により構成する「上越市公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会」というものを昨年11月に設置いたしました。この懇談会による意見を「見直しの方針」として取りまとめた上で、方針に基づいて新たな基準を整理し、平成27年10月から適用してまいりたいと考えております。資料の14ページをご覧ください。次に「2『上越市公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会』における検討状況について」でございます。「(1)懇談会委員」につきましては、表に記載したとおり施設の利用者の代表・施設の指定管理者の代表・公募に応じた市民等、計9名で構成しております。次に「(2)第1回～第3回懇談会における主な意見」についてであります。「ア減免基準の運用上の現状と課題」につきましては、「減免基準が分かりにくく、施設毎、利用者毎に解釈の違いが生じており、利用者は困惑している」ですとか、「使用料の1

00%免除の場合、キャンセルしても無料であるため、複数の予約を入れ、直前にキャンセルする等の事案が相次いでおり、一般の人の利用を妨げている」といったこと等の意見がありました。下の方の「イ見直しに当たっての基本的な考え方」につきましては、「公益性等を勘案し、減免の対象を限定する視点を明確にすべき」といったご意見がありました。資料の15ページをご覧ください。「ウ減免基準の見直しの論点に対する意見」につきましては、まず1つ目の論点である減免の対象とする利用についてなのですが、こちらにつきましては、「全市民を対象とするような大きな大会は減免対象としてもよいが、日常的な活動や練習は、減免の対象外としてはどうか」といったご意見、それから「青少年健全育成に資する利用は全て減免するということでは無く、対象を限定すべき」という意見がありました。2つ目の論点である「減免の対象者」につきましては、「減免の対象は市の施策や地域への貢献度が高い町内会長連絡協議会や体育協会などの連合体の年間計画に掲載される事業についてはどうか」と、それから4つ目の段落になるのですが、「現在は、地域貢献に繋がる団体も、趣味的な団体も等しく減免を受けられる状況だが、体育協会や地域のスポーツクラブに加入する等、地域に貢献する団体については、日常的な活動も含めて減免対象としてもよいのではないかと、或は一番最後の段落ですが、「一定の団体から年間計画や収支計画等の提出を受け、減免団体としての登録証を発行する登録制を採用するという事で、減免の可否が分かりやすくなるのではないかと」そういったご意見がありました。3つ目の論点であります「減免率」につきましては、「使用料の100%免除は市の主催事業等に限るべきで、市民による利用は市の施策に沿っていても一定の負担を求めるべきではないのか」といったご意見もいただいています。資料の16ページをご覧ください。減免基準の見直しの「3今後の対応」についてであります。今後、開催を予定している第4回の懇談会におきまして、減免基準の見直しに向けた基本的な考え方について意見集約を行うこととしております。これを基に引き続き、地域協議会ですとか関係団体の皆さんに説明をさせていただくとともに、意見交換を行ってまいりたいと考えています。その後、減免基準の基本方針や運用方法等の整理を行い、平成27年10月から新たな減免基準の適用を目指してまいります。減免基準の見直しに関する説明は以上です。

#### 【平井達夫会長】

只今説明いただきましたが、質問・意見のある方は挙手をお願いします。ごさいませ

んか。それでは無いようですので「(2)施設使用料の減免基準の見直しについて」は以上といたします。次に「(3)板倉区に関連する事務事業の総点検の結果と公の施設再配置の取り組み内容について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

#### 【山本グループ長】

別紙資料2の「事務事業の総点検 区別対象事業一覧」それと別紙資料3の「公の施設の再配置計画 区別対象施設一覧」、こちらに基づきまして説明をさせていただきます。まず、資料2の事務事業の総点検のほうをご覧くださいと思います。右のほうをご覧くださいますと総点検の最終評価、この下評価と区分のところをご覧くださいますとⅠのところ「ア廃止」という事業が4つございます。そして、その下へいきまして、「イ継続」になっていますが、Ⅱの部分で「一部廃止」という事業がございまして、上から9つの事業がございます。この事業につきまして順に説明させていただければと思います。そして10番目の項目を見ますと、「イ継続」ですが、今後見直しということでこれ以降の事業につきましては今後の地域協議会の中で改めて説明をさせていただきたいと思っています。それでは各グループごとに所管事業について、9つの事業について説明させていただきたいと思います。まず、総務・地域振興グループの関係でございまして、5つ目のところをご覧くださいますと移住サポート団体の活動支援、この事業をご覧くださいと思います。評価の区分につきましては「イ継続」ということで「一部廃止」、目標年度は29、内容につきましては平成27年度から助成期間を見直す、又、現サポート団体への支援は平成29年度をもって廃止するということでありまして、現サポート団体につきましては板倉区は寺野の自然と暮らそうサポートセンターでございまして、そしてこのサポートセンターの団体の代表者の方にお話をお聞きしますと、いつまでも補助金に頼っているとは考えていないと、早く自立をしたいという意見も現在お聞きしているところです。総務・地域振興グループ関係は以上であります。続きまして、市民生活・教育文化の方お願いします。

#### 【風間グループ長】

続きまして市民生活・福祉グループ、教育・文化グループの方から説明をさせていただきます。一番上にあります寺野診療所であります。評価の区分につきましては「ア廃止」、「直ちに廃止」ということでもあります。特定地域における診療所であり、利用者数が少なく今後も患者数の増加が見込めない状況である。同区については民間の医療機関

もあるので平成26年度をもって廃止し、平成27年度で解体するという内容でございます。12月に答申を受けて、3月の議会に廃止の上程をしております。27年度につきましては解体ということで、今のところ担当に聞きますと27年の5月から7月の間で解体処分をしていきたいということでもあります。なお、所有者の方からは建物については解体していただきたいが、前にあります駐車場のコンクリートの部分については、そのままにしておいてほしいという内容でございます。そのような要望に応えながら解体していきたいと思っています。続きまして3番目にあります増村朴斎記念館管理運営費です。評価の区分につきましては「ア廃止」、「直ちに廃止」ということになっています。利用者が少なく維持管理費がかかることから平成27年度をもって廃止し、資料などの収蔵物については、一部をふしんの里記念館等に移動する。建物は収蔵庫として利用する方向で検討するという内容でございます。これにつきましては過去いろいろと有恒高校との協議もいたしておりますが、有恒高校につきましては県としては新たな施設は取得できないという意思表示は、既に受けております。またその後、25年につきましては同窓会とも協議をしているわけですが、同窓会につきましても費用面で維持管理はできないという状況での問題もありまして、その後の進展はなく今に至っている状態です。今年の2月に同窓会の小林会長、藤巻幹事長、宮崎市議、地域協議会の平井会長の4名の方からおいでいただきまして、今後の市としての方針についての話し合いをさせていただきました。その中で市としましては、今言っております増村朴斎記念館については条例を廃止して27年度をもって建物・収納物はそのままですが、収蔵庫として位置付けたいというような内容でお話をさせていただきました。4名の皆さんからはいろいろとご意見をいただきまして、その内容を基に27年度打合せをしていく中で納得のいく方針を定めていきたいと思っています。続きまして旧板倉郷土館管理運営費であります。これにつきましては、評価は「廃止」、「一部廃止」、平成27年度内に建物を売却することとし、土地についても普通財産として売却を進めることになっております。これにつきましては、前回も説明させていただきましたが、大湊区の有限会社丸山事業が昨年11月に市有財産売却契約を致しました。12月末までに跡地を更地にするということでの契約であったわけですが、ご存知のとおり12月の6日と14日に積雪によりまして、撤去工事が困難になってしまったということで、丸山事業につきましては履行遅延協議願兼誓約書というものを12月21日に提出してきました。市としまし



ては付帯条件として搬入路に設置してある消雪パイプへの影響が解消され、また積雪による現場の状況が改善した場合には速やかに残置物件の撤去に務めることとし、4月末までの履行遅延の承諾についての通知を出しているというお話でございます。ですから、今、丸山事業に聞きますと、この3月いっぱいまでに綺麗にしていきたいという話をしていました。今後は土地の売却につきましては、用地管財課と協議をしながら進めてまいりたいと思っています。それから高田図書館管理費です。これにつきましてはの評価は「イ継続」ですが「一部廃止」ということになっています。今後の図書館の在り方を整理し、現有図書の利用を配慮した上で原則として、平成27年度をもって分室を廃止するというような内容でございます。この分館であります、各分館を今まで合併した当時公民館とコミプラというような具合で、いろいろな形態で統一されておりました。今後は、高田図書館は分室の意見を聞く中で、「廃止」と言うような検討をしていきたいということを言っておりますので、こちらにつきましては、これからの新刊は補充をしない。現有図書についての考え方だとか、というような事を協議しながら進めていきたいと思っています。中ほどにあります生活支援ハウス運営費であります。これにつきましては評価は「イ継続」、「一部廃止」ということになっております。平成30年度末までにグループハウスと併せ、福祉住宅の在り方について関係課と協議し、住宅政策としての位置づけを整理する。尚、生活支援ハウスについては原則、指定管理者へ譲渡するという内容になっております。これにつきましては、今現在、社協が運営しております清心荘が指定管理者になっております。今後は協議の中では清心荘の方に譲渡になるのではないかと考えておりますが、これにつきましても書いてありますとおり、平成30年までに決定するという事になっておりますので、担当課との協議の中で進めてまいりたいと思っています。1枚はぐっていただきまして、公の施設の再配置計画でございます。この中で一番最後に板倉北部スポーツセンターであります、これにつきましては、「イ継続」で「見直し」になっております。補助金の処分要件を整理し今後の対応を検討するとともに、利用率の向上に向け目的を特化した利用形態等の検討を行うとなっております。ここの施設につきましては北部工業団地の福利厚生施設というようなことで建てたものでございまして、通産省の簡易保険融資施設というところの電源地域産業再配置促進事業補助金で建てたものでございます。この補助金がどうなるかということの整理をする中で、今後検討していきたいということでございまして、実はこの

北部は非常に利用数が全体的に見て少ない状況であります。その原因となるものが施設を無人にして利用者が開錠・施錠するというようなことで、こちらのコミプラまで時間外受付業務の施設の使用許可書を提示して預かり、それを使用後に返却するという非常に不便を感じているというようなことから、使用者が少ないのではないかなというふうにも私は思っております。こういうことも協議しながら勉強して何とかしていきたいと思っております。

**【山本グループ長】**

産業グループお願いいたします。

**【平田グループ長】**

別紙資料2の上から2つ目でございます。板倉ふれあい市場管理運営費、評価の区分につきましては「直ちに廃止」、無人市場直売所及びジェラート店舗は施設の利用実態を踏まえ平成27年度末までに廃止する。無人市場直売所は普通財産として貸付し、ジェラート店舗は普通財産として貸付又は譲渡に向けた取組を進めるということです。ジェラート店舗につきましては、名称をニーナといいます。相手方とはこれまでに2回、貸付料金の額などについて説明や相談をしているところです。アイスクリーム屋さんです。忙しくなる夏休みまでに方向付けができるよう進めてまいります。次に、光ヶ原高原観光総合施設管理運営費につきましては、評価が「一部廃止」です。高原センターは、これまで芝生広場等の利用者の便宜を図るために土曜日、祝祭日、夏休みにトイレとホールを開放していましたが利用実態を踏まえ平成26年度をもって休止するものです。代替え施設として、グリーンパル光原荘を利用させていただきます。一部廃止の表示を一部休止としますが、これにつきましては県の補助事業を活用して建設したものですので廃止となると補助金の返還等の事態となる恐れがありますので、一部休止という表示となっています。次に、板倉区観光施設等整備事業ですが、評価の区分は「一部廃止」で、各公園のトイレについて現在の利用実態を踏まえ平成27年度から段階的に縮小廃止するものであります。箕冠公園につきましては平成4年の建物ですが、近くに代替え施設はありません。それから玄藤寺湖畔施設のトイレです。平成9年に建てられたものですが釣り客の利用があります。山寺薬師公園のトイレは、平成7年に建てられたもので、構造は鉄筋コンクリートで入口には扉がありません。隣には山寺薬師会館がありまして、この会館のトイレを上手く利用させていただけないか検討しているところ

ですが、東山寺集落は元より、寺野地区協議会の皆さんとも相談しながら進めていきたいと考えております。

別紙資料3、公の施設の再配置計画ですが、光ヶ原高原総合施設と板倉ふれあい市場についての記載であります。今程説明した内容と同じものとなっております。

**【平井達夫会長】**

ただ今、説明いただきましたが、質問・意見のある方は挙手をお願いします。小林委員。

**【小林良一委員】**

ただ今、板倉観光施設の中で東山寺のトイレを廃止するという話ですが、実質的に今、市の方策としては3月14日に新幹線が開通して、これから観光地を売り出そうという形で考えておるわけでありますが、観光地にトイレが無いというのは非常に不具合で観光客を呼んでくれるという状況ではありません。先ほどの山寺薬師の会館ですが、これを使用するということですが、この辺も月に1回しか使用していなくて、鍵を閉めている状態でありまして、山寺薬師会館を使うということになれば、諸経費が全部かかってくるわけですね、その辺の打ち合わせも無いという状況で、先般、東山寺の町内会長から4月1日から閉鎖ですよというような一方的な話がありましたが、板倉全体の考え方といいますか観光に対しての取組ですとか、今まで地域支援事業もそうですが、そういう形で皆さん取り組んできているわけなのですが、この辺は非常に一方的な形にみれるので、その辺は地域協議委員の方々からの意見をいろいろとお聞きして取り組んでいきたいと思っておりますから、よろしくお聞きしたいと思っております。

**【平井達夫会長】**

事務局。

**【平田グループ長】**

まずもってお詫びする必要があると思っております。担当の方でこの件について町内会長さんに、お話を申し上げたところですが「もう使えないよ」と受け取られたのだと思います。ただちに使えなくするということではなく、代わりの方法がないのか検討していきたいとの考えであります。いずれにしてもトイレが無い状態にしておくわけにはいきません。今のトイレは使えないと解釈しています。

**【小林良一委員】**

今、東山寺の山寺薬師の件なのですが、随時縮小して廃止していくという形で書いてありますが、板倉区では山寺薬師と箕冠山というのは観光の拠点のベースになるわけですよね。この辺で、もしそういう形でゆくゆくトイレが廃止されたりしてもいいものかという形で、今日できましたら地域協議委員の方からいろんな意見を出していただいて、揉んでいただきたいと思います。

#### 【平井達夫会長】

ただ今、小林委員のほうから、そういうようなご提案がありました。については、今出ているのは協議委員としては、身近な箕冠城址公園の関係、それから聖の岩窟、玄藤寺湖畔、こちらの方からも意見を出していただきたいと思います。まず、箕冠城址公園のトイレについて小川委員、あったらお話して下さい。

#### 【小川政彦委員】

せっかく新幹線ができたのに歳入を見ると、あまり力を入れてないというか、アクションが無いという感じがするのですが、結局、新幹線が通りましたとせっかくあるのに歳入のアクションが繋がってくると思うのです。それが表に出てそういう策があれば確かに光ヶ原もそうですし、観光の部分、東山寺もそうですし、箕冠山もそうですが、それが結局歳入の策が無いから歳出を抑えるということが、どんどん優先してしまう。そういうところを少し見直してもらわないと、歳入と歳出のバランスで、先ほども質問すれば良かったのですが、消費税も上がると思うのですが、先ほどの赤字が出ています。そこら辺でどう考えているのか教えてもらいたいです。

#### 【財政課 高橋課長】

歳入確保の面ですので、私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、まず、新幹線の関係ですが、確かに新幹線が開業して人の交流というのが飛躍的に期待できる要素かなと思っていますが、今回の財政計画の中では例えば新幹線が開業したことにとまって、企業がたくさん誘致され、そしてそこから税収が上がるというような見立て・直接的な効果というのは、見てごさいません。歳入の確保として見させていただいたのは施設の使用料ですとか、或いは公共下水道、それから農業集落排水事業の使用料、こちらのほうは今年の10月に改定を予定させていただいていますが、そういった使用料を改定をしていただくというような取組、それから不用財産の貸付とか、売却、そういったもの、或いは市税の収納率を上げて歳入を確保するといった歳入の取組はさせて

いただいておりますが、繰り返しになりますが、新幹線開業に伴って直接的に税収が上がるのか、そういった部分の面というのは残念ながら見ていないという状況です。

【平井達夫会長】

それでは、続いて聖の岩窟、玄藤寺湖畔についてどんなものでしょうか。

【中嶋隆一委員】

私は最後の3つについて申し訳ないのですが、聖の岩窟の維持管理について、これはどういうふうにやられるつもりなのですか。

【平田グループ長】

板倉区観光施設等整備事業の最終評価は、山寺薬師、それから箕冠城址公園、玄藤寺湖畔のトイレについてのものです。段階的に縮小していくということでありまして、今現在は山寺薬師について、お話をさせていただいている訳ですが、箕冠城址公園、玄藤寺湖畔については、まだ何も検討しておりません。

【中嶋隆一委員】

そこに上がったということは将来的には、何かやるということですよ。

【平田グループ長】

はい。

【平井達夫会長】

古海委員。

【古海誠一委員】

観光振興課からこのような3箇所のトイレを廃止するなんていう案が出てくる自体、普段観光振興について、どのように考えているのか。基本的に我々とかみ合っていないのではないかと思うのですが。

【平井達夫会長】

事務局。

【平田グループ長】

実際に利用の状況はどうなのかというところに視点を置いています。例えば箕冠城址公園については水道が3 m<sup>3</sup>、トイレットペーパー4個の使用です。玄藤寺湖畔につきましても、水道が22 m<sup>3</sup>、トイレットペーパーが10個というような事から推測しますと利用は少ない。山寺薬師につきましても、水道が6 m<sup>3</sup>で、トイレットペーパーが5個程

度ということでありまして、果たしてその利用の頻度はどれ位なのか、さほど多くはないのかなと思われまます。

**【平井達夫会長】**

分かりました。その他、ございませんか。上原委員。

**【上原明紀委員】**

そこの観点の違いですよ。トイレを直したことによって人が増えるかもしれないという考えが一切無い。要は現状の使われていないから廃止するというのではなくて、今、板倉観光を考えた場合、トイレを整備することによって、利用する人が増えるという考えが一切無い訳ですよ。事務局は、その辺の違いではないかなと思います。

**【平井達夫会長】**

事務局。

**【平田グループ長】**

予算の事を申し上げますと、どのトイレについても、約6万円超から8万円位の経費となっています。最終評価ということで、利用実態を踏まえて段階的に縮小廃止ということでありまして、直ちに廃止では無いということをご理解いただきたいということと、山寺薬師については先ほど申し上げたとおり、山寺薬師会館があります。会館のトイレを上手く活用させてもらうことで、会館の利用者と薬師の参拝者が、共に使い勝手の良いトイレとなるよう検討を進めていきたいと考えております。

**【平井達夫会長】**

小林委員。

**【小林良一委員】**

今程の話は、東山寺の町内会長から聞いている話と大分ずれるのですが、東山寺の町内会長が総合事務所に少し来て下さいということで、話を聞いた段階では4月1日から実施しますというような形が私どものほうに話に来ております。これというのは直ぐに実施ではなくて、半月後には実施というようなことだと直ぐに実施というふうに踏まえていいと思うのですが、その辺の意見が直ぐに実施じゃないということと、4月1日から実施という話では随分、話の食い違いがあると思うので、その辺お願いします。

**【平井達夫会長】**

事務局。

**【平田グループ長】**

山寺薬師のトイレの維持管理の予算は落とし込んでありますが、使用を継続していくこととなりますので、4月以降は、担当者が清掃やトイレットペーパーの交換などの管理をしていくということになります。

**【平井達夫会長】**

それについてはどうですか。小林委員。

**【小林良一委員】**

先ほど古海委員からも話がありましたが、今、ここ2・3年、観光について新幹線が来るからという形で皆さん相対的にいろいろと取り組んできた訳ですが、取組の考え方が、今ずっと地域協議会で揉んできて、観光案内はどうしようかという形の中で、まず、観光地にトイレが無いということは観光客が来ません。観光バスで来て、トイレがありませんと、そういうような状況では、まずいろんな観光地からお客さんから来ていただく受入れ体制が何もできていない状態で、観光をどんどん推進していくことはできないと思うのですよ。いろんな地域でこれだけ盛り上がって板倉区でいろんな取組を進めている中で多分、皆さんやる気が無くなってしまおうと思います。せつかく、いろんなことをやって、いろんな取組をして挙句はトイレは無い、あれは無いという状態では、「もう取組むのはやめようか」というようなことになれば、地域全体でマイナスの効果、作用が出てくるのではないかと、今までは一生懸命何とか板倉区を良くしようという形で取り組んできている訳ですが、その辺が逆に言ったら「いいや」という形になれば、板倉区としてはマイナスの要因になると思うのです。

**【平井達夫会長】**

事務局。所長。

**【岩野所長】**

ご意見はごもっともだと思います。冒頭に行政改革推進課・財政課からも説明させていただきましたとおり、総論として市の財政状況というのは皆さんからご理解いただいたものと思います。一方、個々の施設や事業を取り上げていきますと、おっしゃるとおり、観光の面からすればマイナス要素なのではないかなど、様々な見方やとらえ方があろうと思います。そんな中で、例えば清里区では、山荘京ヶ岳を28年度をもって休止という位置付けとしております。清里区としては、当然、核となる施設であります、我々

としては、そこへも手を入れようとしている実情があります。市として、かなりインパクトのある判断となっていますが、やはり、そういったことをやらない限りは、先程、財政計画で見ていただきましたとおり、収支の均衡が図れないという大前提があるわけなのです。この度の板倉区のトイレにつきましては、箕冠城址と玄藤寺公園にはトイレはそこしかありませんので、無くすということは考えにくく、山寺薬師のトイレにつきましては、町内でお持ちの山寺会館のトイレをなんとか有効活用できないかということで、トイレ自体をまったく無くすということは無理だろうとの思いから、このような提案をさせていただいているところであります。ただし、グループ長がお話ししましたとおり、いきなり4月1日から一切使えませんということではなく、山寺会館のトイレは、若干手を加えなければならないと思っていますので、その修繕につきまして、今日来ております財政課長とは、まだ具体的に協議をしておりませんが、修繕費を出せるのかどうかということも含めまして、我々としても検討課題としておりますし、そういった諸事情につきまして、東山寺の町内会さんだけではなく、寺野地区の協議会の皆さんに十分お話をさせていただく中で、よりよい方向性を見出していきたいと考えておりますので、是非、その点も含めて、ご理解を賜りたいと思っています。

**【平井達夫会長】**

その他、ございませんか。丸山委員。

**【丸山公星委員】**

この会は地域協議会に説明をする会議なのか、また、言うことについて意見を吸い上げてくれる会なのか、その辺どうなのですか。

**【平井達夫会長】**

事務局。所長。

**【岩野所長】**

この度の公の施設の再配置計画と事務事業の総点検では、休止なり廃止の年度を示しております。この年度につきまして、例えば、変更や先延ばしができないのかとお尋ねいただいたとすれば、私どもがこれまで精査に精査を重ねて作り上げてまいりました計画でございますので、ご協議は十分させていただかなければならないと思っておりますが、私どもが責任を持ってお示ししている以上は、にわかに変更しますということは、現時点では考えておりません。ただし、皆さん方としての捉え方が当然あるかと思ひ



ますので、ご意見は真摯に受け止めさせていただき、それに対して考えを述べさせていただくということで、今日、ここで全部了解してくださいというつもりはありません。今日を皮切りといたしまして、今後も継続して皆さんのご意見を承り、私どもの考えもお聞きいただく中で、できれば計画どおり進めさせていただきたいというふうに考えております。協議自体を拒否するつもりはありませんし、ご意見はきちんと拝聴させていただきたいと思っております。

**【平井達夫会長】**

丸山委員、よろしいですか。

**【丸山公星委員】**

先ほどから板倉の観光ばかりでなくて、やはり上越の観光振興ということから考えますと、やはりトイレが無いということは、凄く問題があるのではないかとということから、逆に言ったらトイレにドアが無かったら、ドアを付けていただくくらい考え方はしていただかないと、やはり前に進まないのではないかと思うのですが、先ほど見ますと産業厚生会館だとか新水族館だとか箱ものがどんだんどんだん市の中心のほうにできるわけですが、末端のほうはそういう意味で徹々たるトイレすら削減されるということは、如何なものかということをお願いしたいと思えます。

**【平井達夫会長】**

ありがとうございました。事務当局、お聞きになったと思いますが、我々としてはやはり長い間、この板倉が新幹線の駅に一番近いところだと観光を呼びこまないといけないうことで、盛んにいろいろな会合等で申し上げてきたわけですが、いわゆる観光振興ということにつきまして、このような地域協議委員全員の意見でございますので、十分に皆さんの意向は分かりますが、十分にまた今後、いろいろな会合等があると思うのですが、我々の意見を吸い上げていただいて、できるだけ我々の考え方が通るようにお願いしたいというふうに思います。その他、ございませんか。無いようですので、(3)板倉区に関連する事務事業の総点検の結果と公の施設、再配置の取組内容については、以上といたします。ここで行政改革推進課、財政課職員は退席いたします。ありがとうございました。

**【平井達夫会長】**

次に「(4)諮問事項について」を議題といたします。「諮問第110号地域事業の一部

廃止について」事務局の説明をお願いします。

**【山本グループ長】**

資料NO. 1 をご覧いただきたいと思います。諮問第110号地域事業の一部廃止について、スポーツ施設整備事業（洗心プール）を廃止するということでもあります。これにつきましては平成27年1月22日の第10回地域協議会におきまして、第9回の中で諮問答申をいただき、第10回の中で市の方針決定として板倉洗心プールの廃止について説明させていただいたところです。その方針決定廃止に基づきまして、地域事業の計画の内容を、ここで整理させていただくということでもあります。この内容につきまして、答申をよろしくお願ひしたいと思います。

**【平井達夫会長】**

ただ今、説明をいただきましたが、諮問内容を適当と認め答申してよろしいでしょうか。

**【委員】**

はい。

**【平井達夫会長】**

ありがとうございました。それでは、諮問内容を適当と認め答申いたします。それでは答申の確認につきましては、私と大口副会長に一任いただけますでしょうか。

**【委員】**

はい。

**【平井達夫会長】**

それでは、答申案件の最終的な答申書は私と大口副会長が確認させていただきます。次に「(5)次期上越市道路整備計画等について」、事務局の説明をお願いします。

**【高嶋グループ長】**

それでは、次期上越市道路整備計画等についてご説明を申し上げます。資料NO. 2 をご覧ください。この道路整備計画は平成27年度から平成31年度の5年間の中で道路の拡幅等の整備を行う路線を決めたものです。整備の方針としましては、道路整備評価基準に基づきまして、路線ごとに評価を行いまして、財政計画や施策、緊急性等を相対的に判断して搭載いたしました。整備の考え方ですが、今までは道路の拡幅等に力を入れてまいりましたが、これからは、今ある既存の道路の維持に重点を置くように変わ

りました。市全体といたしましては、454箇所の路線を評価いたしました結果、最終的には113箇所、91路線を搭載いたしました。板倉区につきましては市道24路線を対象といたしまして、評価いたしました。誠に残念な結果ではありますが、計画に搭載された路線はありません。ただし、今現在区内において実施されています道路の改築につきましては、3箇所ありますが、この路線につきましては、継続して行われます。具体的に3箇所を申し上げますと、板倉中央線で道路の改良が1箇所、それから同じ板倉中央線におきまして、歩道の設置が現在行われています。それから田井線ですが、豊原小学校へ行く市道ですが、歩道の設置をする。この3箇所ですが継続して行われます。それでは裏面をご覧ください。裏面は消融雪施設整備計画ですが、これは消雪パイプと流雪溝の計画を載せてあります。これも道路の整備計画と同様に消融雪施設整備評価基準に基づきまして、市道に設置してあります全ての消雪パイプを対象にしまして評価を行いました。その結果、今までの前の計画を含めまして、新設の路線が2路線、それから今ある施設の更新、更新というのは今ある消雪パイプを壊して新しくする工事を更新と言っていますが、13路線、合計で15路線搭載されています。板倉区につきましては新たな整備としまして、横町地内の市道関根南中島線が搭載されています。この路線は昨年、地域協議会に27年度に地域事業として整備することを報告させていただいた路線となっています。また、今ある消雪パイプの更新ということで、長嶺地内の市道長嶺田井線が搭載されています。今の説明申し上げました道路整備計画の結果につきましては、関係する町内会長さんに文書で明日送る予定にしております。また、全ての町内会長さんに対しましても、道路課のほうから整備計画書を配布する予定にしております。

**【平井達夫会長】**

ただ今、説明をいただきましたが、質問・意見のある方は挙手をお願いします。ございませんか。西田委員。

**【西田節夫委員】**

今、市道について話がありましたが、これからは地域事業費が無くなって新たにやらないと、なかなか工事をしてもらえないということで、各町内会長さんに道路改良の要望書を出されますが、今後そういうふうに全部変わるのですか。

**【平井達夫会長】**

事務局。

【高嶋グループ長】

お答えいたします。27年度以降の5年間の計画につきましては整備計画の路線とさせていただきますが、今後、新たな地元のほうからの要望路線があれば随時受付いたしますので、遠慮なくお話をくださるようお願いいたします。

【平井達夫会長】

他に、質問・意見ありませんか。

【西田節夫委員】

これから市道だけでなく、いろんな工事をしてほしいというのが出てくるわけですが、その場合については町内会長から請求が来ないとやらないという話になるのですか。

【平井達夫会長】

事務局。

【高嶋グループ長】

それは道路整備計画に他に例えば、側溝が壊れたとか、そういう修繕も含めた話ですか。

【西田節夫委員】

含めた話です。

【高嶋グループ長】

それは随時、こちらの方にお話していただければ。

【西田節夫委員】

町内会長から上がってこないとだめですか。

【高嶋グループ長】

基本的には、できれば町内会長さんから町内を代表してお話いただければ幸いです。

【西田節夫委員】

総合事務所で考えていることもあるのですか。ここを直さないといけないなど。

【高嶋グループ長】

総合事務所でも定期的に、或いは随時パトロールしておりまして、修繕箇所を発見すれば、その都度修繕するようにしております。

【平井達夫会長】

その他、ございませんか。西田委員、いいですか。

**【西田節夫委員】**

これから、事業がなくなってくるわけですから、やはり地域協議会でいろいろと勉強しておかないといけないなと思いますので、次の地域協議会がある時までにはでもいいですし、今日みたいな勉強会をしておかないと、何もやっていけなくなるような気がしますので、先ほどのトイレの話もそうではないですか。やはり地域協議会でもう少し踏み込んで議論しておかないと、なかなか、今後手をつけてもらえなくなってしまう気がしますので、そこら辺を皆さんで、今日、皆で意見出してくださいと言っても、なかなかそうはいかないわけですから、できれば勉強会等をしてこれから上げていくという恰好をとらないと、なかなか難しくなっていくのではないかという気がします。

**【平井達夫会長】**

その他、ございませんか。古海委員。

**【古海誠一委員】**

この道路について整備計画対象路線、24路線について次回、どの路線なのか提示していただきたいのです。

**【平井達夫会長】**

事務局。

**【高嶋グループ長】**

それでは、次回の協議会の時でよろしいでしょうか。分かりました。そのようにいたします。

**【平井達夫会長】**

よろしくお願いします。その他、ございませんか。無いようですので、「(5)次期上越市道路整備計画等について」は、以上といたします。次に「(6)その他」に移ります。事務局の協議事項はございませんか。

**【山本グループ長】**

ありません。

**【平井達夫会長】**

なければ、これで本日の協議事項を終了いたします。本日の会議録の確認は上原明紀委員をお願いいたします。

**【久保田次長】**

会長さん、長時間ありがとうございました。それでは以上で本日の地域協議会の日程を終了させていただきます。最後に大口副会長から閉会のご挨拶をお願いします。

**【大口ハル子副会長】**

大変な長丁場になりました、お疲れ様でございました。本年度の最後の協議会にふさわしく、熱心に協議いただきまして、そしていろいろとご協力いただきまして、ありがとうございます。また新年度も変わらぬご協力をよろしくお願いしたいと思います。大変ありがとうございました。

9 問合せ先

板倉区総合事務所総務・地域振興グループ TEL0255-78-2141（内線 123）

E-mail : [itakura-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:itakura-ku@city.joetsu.lg.jp)

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。